

Title	<紹介>永島福太郎編 『三木金物問屋史料』
Author(s)	朝尾, 直弘
Citation	史林 = THE SHIRIN or the JOURNAL OF HISTORY (1979), 62(1): 150-151
Issue Date	1979-01-01
URL	https://doi.org/10.14989/shirin_62_150
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

永島福太郎編

『三木金物問屋史料』

播州三木は「金物の町」として知られている。しかし、この町が金物とともに呼ばれるようになったのは、一八世紀後半以降のことであって、それほどふるいことではない。

別所長治の城下であった三木は、豊臣秀吉によって地子免許の地となり、さまざまないきざつはあったが徳川幕府もこれを認めた。しかし、一七世紀以降、姫路・明石・兵庫の線に繁栄の中心が移り、必ずしも順調な発展をとげたわけではなかった。

一七六〇年代ごろから、鋸・庖丁などの鍛冶がおこり、大坂・堺など既得権をもつ仲間との対抗の中で、八〇年代以降鍛冶仲間が分化発達する。同時に、金物道具屋（仲買問屋）仲間がでぎ、問屋と職人との「唇齒輔車」的取引関係が成立するうち、江戸積問屋二軒が形成され、これが三木金物を有名にするきっかけとなった。

本書は、この道具屋仲間の惣代で江戸積問屋でもあった黒田（作屋）清右衛門家・井上（道具屋）善七家の文書・記録を中心に、秀吉制札や明細帳など三木市有文書を補足して構成されている。

仲買仲間定法、職方とのとりきめ、職方値段、鍛冶方連名、その他問屋・職人間の各種証文など、三木における金物生産と取引の内部構造をしめす史料のほか、鋸鍛冶仲間や打物問屋仲間のように、同業種間で大坂・京都・江戸・名古屋など他地域の仲間との関係をしめす史料、四国・中国の注文控など取引史料があり、黒田家の棚卸帳が寛政以降嘉永までほぼ収録されている。また、文政六年領主の館林藩松平氏が三木役所に切手会所を開設したが、その仕法書・会所日記がある。

これらによって、三木金物が鋸・前挽・鉋・鑿・曲尺地・曲尺目切・庖丁・やすり・紙断庖丁・剃刀・鋏の多様な鍛冶をかかえ、化政期に全盛を迎える事情を詳かにすることができるといえる。なかには、文政一三年松平氏が金物の国産専売をめざしたとき、対抗策として、江戸の炭屋七左衛門宛の荷を大坂炭屋三藏名義で出荷する擬装を講じる

など、打物問屋仲間の連携をしめす興味深い史料も見うけられ、天保改革の株仲間解散令の背景に想像をめぐらすこともできる。右のほか、本書には、編者によって文政五年版三木町史と名づけられた「地子御免許大意録」、京流前挽鋸の開拓者井上父子の創業記というべき「父祖行状記」や前記市有文書がおさめられ、概観的理解を容易にしている。

巻末に「解説・研究編」があり、編者による解説と三木金物の概説のほか、神山久夫・桑田優・島山秀樹の諸氏が、三木問屋と炭屋、松平氏の諸政策、黒田家棚卸帳の分析について、短かい文章を書いている。私としては、太平洋戦争前まで「金物の御三家」と呼ばれた三つの会社が、天保期すでに抜群の地位を占めていたという神山氏の指摘が、近代経済史の時期区分ともかかわって面白かった。

三木については、すでに『三木町有古文書』（一九五二年）・『三木市史』（一九七〇年）があり、永島・桑田氏にそれぞれ数編の研究論文がある。先述のように、市有文書の一部は本書にも重複収録されているが、あくまで金物史の理解に資する範囲に

とどめられており、編者の永島氏は、前二著の編集にも携わられたので、史料の選択等に遺漏はない。今回の書物とあわせて、三部作ともいべき構成になっている。

ただひとつの短所をあげると、店印などを示すためとして影印図版で掲げられた約四〇ページの史料が、意図に反して必ずしも鮮明でない部分のあることを遺憾とする。黒田家文書が所有者による選別保存を受けたもので、他の史料が焼却されたいのは誠に残念だが、それも内容がすぐれているからで、これを機会に他の家々の文書調査が進むことを期待したい。

(A5版 七〇〇頁 口絵写真六頁 史料編六〇〇頁 解説研究編八四頁 参考文献・年表つき、一九七八年三月 思文閣出版 一〇、〇〇〇円)
(朝尾直弘 京都大学助教)

門脇 禎二著

『蘇我蝦夷・入鹿』

本書は、十年余にわたる著者の「大化改新」批判、『日本書紀』の史料批判から導き出された蘇我蝦夷・入鹿像を提示したものである。第一部「豊浦大臣蘇我毛人」、

第二部「大臣」蘇我大郎鞍作」という二部構成になっているが、蝦夷・入鹿の人物像が『日本書紀』を編纂・述作した古代貴族の史観と通念」及び「近代の教育・文化政策のもとで培われた国家観や歴史意識」によって二重に歪められているとする著者は、「はじめに―叙述の前提―」において、『日本書紀』の性格、七世紀前半の宮廷制度、蘇我蝦夷・入鹿の名に検討を加え、上述の如き歪みから「自らを解き放つて考えよう」とする。

二人の名前についてのみ紹介すると、まず蝦夷は『日本書紀』ではこの用字に統一されているが、『上宮聖徳法王帝説』に「蘇我豊浦毛人大臣」と見える如く「毛人」が本来の用字であり、「蘇我大臣」「豊浦大臣」が通称であった。蝦夷は侮蔑の用字であり『日本書紀』の編者がことさらに毛人を変えたものである。一方入鹿は本来、蘇我林臣鞍作であり、それが『古事記』仲哀天皇条に見える応神と伊奢沙和氣大神との易名伝承に登場する入鹿(海豚)に因んで入鹿とされ、「かれの僭越行為があったとされる天皇や殺害した山背大兄王に対する蘇我大郎鞍作の穢れ諷いがされている」と

する。

このように蝦夷・入鹿という名そのものにすでに潤色のあとを見る著者は、以下の叙述を豊浦大臣(毛人)・蘇我大郎鞍作という本来の名ですすめていく。

第一部「豊浦大臣蘇我毛人」は、さらに四章にわかれ第一章では蘇我馬子と物部守屋の妹との間に生まれ河内の豊浦で育った毛人の生いたちにふれ、第二章では彼の政治的舞台への初登場の場である推古十年の新羅使引見について述べる。第三章では、父馬子の死後同族の最有力者たる叔父境部臣摩理勢を滅ぼして、同族の山背皇子ではなく田村皇子(舒明)の即位を毛人が決断する過程を描き、彼が名実ともに大臣の地位を確立した歩みを明らかにし、第四章において毛人と舒明の関係が次第に疎遠化していったことを説く。

第二部「大臣」蘇我大郎鞍作」も四章からなり、第一章では鞍作の生立ち、彼が僧旻の学堂に学び唐の新知識にふれたこと、豊浦大臣が舒明の後に山背大兄ではなく大后宝皇女(皇極)を即位させたこと、朝鮮三国をめぐる外交関係の緊迫等を説き、蘇我氏専権の事例と解されている甘藷岡の邸